

大分市自治基本条例検討委員会 第6回市民部会 議事録

◆ 日 時 平成22年3月29日(月) 10:00～11:30

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

◆ 出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、小原 美穂、宮邊 和弘、後藤 成晶の各委員(計5名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主任 阿部 美剛 (計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【オブザーバー】

総務課法制室主任 大城 存

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について

(2) 第11回全体会への提出議題について

(3) その他

<第6回 市民部会>

事務局	ただ今より「大分市自治基本条例検討委員会第6回市民部会」を開催いたします。 開会に先立ちまして、前回指示がございました、市民部会に関する条文案を作成いたしましたので、お手元の「資料1 『自治基本条例』の市民部会に関する条文(第1案)」にて、ご説明させていただきます。 この資料は、前回の資料に右側の2列、「条文(市民部会第1案)」と「考
-----	--

え方・問題点等」を追加したものです。

なお、右から3列目の「市民部会意見」の欄には、前回のご意見を朱書きで記載しております。

始めに、1ページ上段の「市民の定義」でございますが、前回の部会で「札幌市の条文が部会の考え方に似ている。」「熊本市の条文が分かりやすい。」ということで、「札幌市と熊本市の条文をあわせた考え方で、案を作成する。」というご指示であったと思います。

札幌市の条文は熊本市で定める「(2)のア、イ、ウ」を一文でまとめた内容であり、その内容は同じものと判断をいたしましたので、作成した条文案は、熊本市の「(2)市民」をベースに、「ア」の部分には、「(1)住民」で定めた定義を挿入しています。

読み上げますと、「(定義)市民 次のいずれかに該当するものをいう。ア 本市の区域内に住所を有する者 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)」としております。

右側の欄に青文字で記載しているのは、問題点等ということで記載させていただきましたが、この第1案のように、「ア、イ、ウ」とするか、札幌市のように一文でまとめるか、また、「本市の区域内」とするか、「市内」とするかは、好みの問題になると思いますが、最終的には、「理念部会」でも検討されるということもございますので、現時点では、熊本市に倣い「ア、イ、ウ」とし、「本市の区域内」としたところです。

次に、下段の「市民の権利」でございますが、前回のご指示では、「札幌市の市民の権利が部会の考えに近い。」「安心、安全、快適に暮らす権利を有することが大前提であり、第1項に据える。」、次いで「第2項、第3項には、札幌市のまちづくりに参加する権利と市政の情報を知る権利を入れる。」、さらに「北九州市の子どもの権利の第1項を是非入れたい。」ということであったと思います。

このことから、第1項には「市民は、安心、安全、快適に暮らす権利を有する。」という条文を置き、第2項、第3項には、札幌市の第6条、第7条をそれぞれ入れ込みました。

なお、札幌市では主語が「すべての市民は、」と、結びが「何々できる。」となっておりますが、他都市では「市民は、」という書き出しと「権利を有する。」という結びが多く見受けられたことから、それにあわせたところです。

それと、第2項につきましては、札幌市では「まちづくりに参加」となっておりますが、案では「まちづくりに参画」としてしております。これは、「市民参加・まちづくり部会」の議論で、「参加」よりも一歩進んだ「参画」を使っていきたいとのご意見を採用させていただいております。

さらに、「子どもの権利」については、主語が市民の中でも子どもに限定したところの内容になりますので、市民の権利の第4項に入れるのではなく、別の条文として分けております。この辺りは、検討の余地があるかと思えます。

「市民の権利」の案を一応読み上げます。「市民の章」として、まず、「市民の権利」の条項で、「第1項 市民は、個人として尊重され、安心、安全、

快適に暮らす権利を有する。」「第2項 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。」「第3項 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。」「子どもの権利」の条項として、「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じて自治を担う権利を有する。」としております。

「市民の権利」の問題点等として、この後の「市民の責務」には、「行政サービスに伴う応分の負担」を条文に載せておりますが、そことの対比で「行政サービスを受ける権利」を入れなくて良いかどうか課題があるかと思えます。

さらに、「安心・安全・快適に暮らす権利」については、市民を広く捉える前提ですので、市外に居住して大分市に働きに来る人などのことを、この条文では担保できるのか、ということを考える必要があるかと思えます。

また、「子どもの権利」については、もともと子どもも市民に含まれるので、「市民の権利」と意味合いはダブる部分があるかと思えます。その取扱いをどのようにするかということと、「子供が担う自治」というものはどのようなものがあるか、ということを議論しておく必要があるかと思えます。

次に、2ページの上段「市民の責務」でございますが、前回のご指示では、「宇都宮市の条文が、本部会の意見と一致する。」「熊本市の市民の責務が分かりやすい。」「熊本市の条文を引用しながら、条文の前半の日本国憲法及び…のところを自治の主体であることを認識するとともに…に変更する。」「後は、熊本市の第1号、第2号を続け、宇都宮市の第2項を入れる。」ということと、下段の「事業者等の責務」のところで、「敢えて事業者の責務として別出しにせず、札幌市の条文を基に、市民の責務の一つの項に入れる。」ということであったと思えます。

このことから、「市民の責務」の項目として、第1項を熊本市の条文を参考にしながら、第1項の前半を札幌市の第2項の前半部分に置き換えて、「市民は、自治の主体であることを認識するとともに、」とし、第3号に宇都宮市の第2項を入れ込みました。

また、第2項には、「事業者の責務」として、札幌市の第9条を参考に入れ込みました。

読み上げますと、「市民の責務」の条項で、「第1項 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。」「第1号 市政・まちづくりに積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」「第2号 市政・まちづくりに参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。」「第3号 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。」「第2項 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。」としております。

問題点等として、3ページの「その他」としてお示ししている「地域のことは地域で支えあう」観点と「自助・共助・公助」の観点を、2ページの宇都宮市の「市民の責務」第1項にあるように、「市民の責務」の項の一つと

	<p>して謳うかどうか、または、3ページの市民部会第1案の欄に記載している、取り敢えず「コミュニティ」としてありますが、宇都宮市の第19条のように、条項を別に作るか、検討の余地があると思っています。</p> <p>また、第1項の第1号、第2号の書き出しが「市政・まちづくり」となっていますが、熊本市の条文をそのまま持ってきていますので、大分市の条例としては、「市政」と「まちづくり」の意味合いをきちんとしたうえで、併記するのか一つに統一するのか、全体の流れを見ながら検討する必要があるのではないかと思います。</p> <p>最後のページの、取り敢えず「コミュニティ」としている箇所ですが、「自助・共助・公助」の観点から今後検討するということでしたので、宇都宮市の条文を基に、委員さん方のご意見を参考として、一応条文案として起こしております。</p> <p>一応読み上げます。「地域におけるコミュニティの形成に当たっては、自らができることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。」としておりますが、問題点として、条文内容が前条までの内容と釣り合っているかという感じがしますのと、先ほど申しましたように、責務の1項目として「自助・共助・公助」の観点から盛り込んだ方が良いのではないかという気がしました。</p> <p>また、差し出がましいようですが、これらの考え方をさらに丸めた一例を（参考1）としてA4サイズに事務局で作ってみましたので、参考としてご一読いただければと思います。</p> <p>なお、この一例は、まだまだ検討の余地を残しており、現段階で確実なものではありませんことを申し添えておきたいと思います。以上でございます。</p> <p>それでは、進行を部会長よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>おはようございます。よろしく願いします。</p> <p>今、事務局の方から説明を受けましたが、大体良くまとまっていると思います。個別に文言を変えていかなければならないものもあるのではないかと考えておりますので、「市民の定義」からそれぞれ意見を聞いていきたいと思っております。どうしたら良いかという皆さんの意見もあろうかと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
委員	<p>基本的には、こういう形で良いのではないかと思います。問題点のところに「ア、イ、ウ」とするか、一文にまとめていくのかということを書いておりますが、私としては今の「ア、イ、ウ」の形の方が分かりやすく良いのではないかと考えております。この部分についてはこういうまとめ方で良いと思います。</p>
委員	<p>私も、分かりやすく良いと思います。</p>
副部会長	<p>私も、同感です。これで良いのではないかと考えています。</p>

部会長	<p>私は一つ気になるのが、「本市の区域内」というのは杓子定規と言いますか、括ったような感じなので、「市内」にした方が良いのではないかなという思いもあるのですが。</p>
委員	<p>「本市」ではなくて「市内」ですね。</p>
部会長	<p>「市内」です。「市内」という言葉の方がすんなり入る感じがします。意味合いは一緒なんですけど。柔らかい感じがしますので、「市内」とした方が良いのかなと思います。</p> <p>定義の部分の内容としたらこれで十分ですよ。よろしいですか。</p> <p>では、次の「市民の権利」の部分について、事務局がまとめた案も含めてご意見を伺いたいと思いますが、副部会長どうですか。</p>
副部会長	<p>今まで議論してきました、こういう形でいこうということになっていますので、事詳細についてこれで全部網羅したかということについては、そこまでは分からないんですが、一応このように分かりやすくという意味で考えたときに、この案がどうかということを検討していただければありがたいなと思います。</p>
委員	<p>全部が含まれているかどうかは心配ですけど、取り敢えず良いと思います。</p>
委員	<p>私はですね、ここに問題点としてまとめてくれている部分のですね、「行政サービスを受ける権利」というものを、何らかの形で入れておいた方が良いのではないかなと思っております。</p>
委員	<p>その考え方なんですけど、条文の頭にある「市民は、安心、安全、快適に暮らす権利を有する。」という部分に、そのものが含まれているとは捉えられないかという、意味合い的にはですね。ただ、それを突出して市民はこういうふうにいるんだということであれば、別に出すという考え方で私も良いと思いますけど。その辺はどうか、含んだ形で捉えるのか、これは一応条文の頭ということで、個別に「1、2、3」みたいな形で、この「行政サービスを受ける権利を有する」というものを入れるという形にするのか。</p>
部会長	<p>全体を括っているような部分がありますよね。</p>
委員	<p>ありますね。確かにおっしゃるようになりますね、頭の部分に含まれないかという見方をすれば、含まれないことはないと思うんですね。確かに「安心、安全、快適に暮らす権利」は、行政サービスを受けながらということになるかと思うんですね。</p>

委員	市民の皆さん方にある程度意識を持たせるうえでは、そういう一文があった方が分かりやすいかなという想いはありますよね。
副部会長	総論的な冒頭の部分ですね。
委員	行政サービスも平等に受ける権利があるんですよというのを敢えてここに謳った方が、市民に認識していただく部分で、謳うか謳わないかでは多少違うのかなという気もしております。
部会長	<p>ということで、条文の中に入れましょう。「市民は、行政サービスを受ける権利を有する」、「行政サービスを受ける権利」とした方が良いのかな。</p> <p>私も、「市民は、安心、安全、快適に暮らす権利を有する。」これは、ここにきっちりと謳い込む必要があるだろうと、権利を有するということで、市民の権利ですから。</p> <p>2項目として「市民は、まちづくりに参画することができる。」というように、できる規定にした方が良いのでは。「まちづくりに参画する権利を有する。」という言葉はあまり使わない。「市民は、まちづくりに参画することができる。」として、それから、「市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。」ということで、できる規定にした方が良いなと思っています。</p> <p>条項としての「安心、安全、快適に暮らす権利」は、きちんと「有する」ということで謳い込んで、下の2、3項は「できる」ということにしたいなと思います。</p> <p>一項目追加で、2項に「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」3項に「市民は、まちづくりに参画することができる。」4項に「市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。」と、そして、「子どもの権利」は、事務局がまとめた(参考1)の1、2が非常に良いと思いますが、「自治を担う権利を有する」ということを言っても、これは分からない。「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」、「子どもには、本市の自治を担う市民として健やかに育成される環境が与えられなければならない。」というこの部分は、良いのかなと思っています。</p> <p>「健やかに育成される」ではなくて、「健やかに育つ環境が与えられなければならない。」かな。「育つ」で良いのではないですか。</p> <p>そういうところでどうでしょうか。</p>
副部会長	僕は、(参考1の)2のところの、「本市の自治を担う市民」ということが良いのか、子どもが自治を担うということにはならないのではないかと思うのですが、仮に分かりやすいことを言えば「子どもは、大分市の宝であり、健やかに育つ環境が与えられなければならない。」というようなことで、分かりやすく明記した方が良いのではないかなと思います。
事務局	事務局の方で、このようにさせていただいた意図はですね、今すぐ子ども

	<p>が自治を担うということではなくて、将来、きちんと自治を担える市民に育てられるような環境は、今、与えられなければならないという意図を込めたかったということなのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>「将来」を入れたらどうですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>「将来」ですよね。「子どもには、将来の自治を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。」、どうでしょうか。</p>
<p>副部会長</p>	<p>子どもというのは、どの辺までが子どもなのか、高校生ぐらいの子どもか、それとも小学校の子どもか、子どもの範囲で、「将来」という考え方が違うと思うんですよ。</p> <p>小さい頃に「将来の自治を担ってもらいたい」というものを、ここに押し込んで良いのか、当然、子どもが大きくなればそのような社会的責任を負うわけですから、その辺りがどうしたものかなと思うのですが。</p> <p>柔らかい文を作ろうとするのであれば、子どもは大事に育てていくんですよと言う方が、自治を担うということ、ここで謳っていくと、将来絶対自治を担わないといけないというところまで、追求して良いのかという、子どもには自治も大事だと思うけど、もっと大きないろんな夢があると思うんですよ。そういう意味で膨らみを持たせたものにしないと、自治基本条例だから「自治を担う」という話になるのかもしれませんが、それはある程度の中でどうだろうかとこの部分が、僕には残されているのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるように、自治基本条例という枠で考えていますので、ある程度はその辺を意識して考えざるを得ないのかなという気もするんですけど。もちろん、権利として将来夢を持って、いろんな可能性を抱いて育っていくというのは当然のことなんですけど、自治基本条例の中でどういう表現をするかということで、制約ではないですけど、ある程度そういう部分もあるのかなと思っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>一つ検討していただきたいのは、子どもに関する規定というのは、自治基本条例の中に盛り込むということになれば、例えば、子どもの育成に関する基本的な指針とか、教育のほうで子どもを育てるといようなフレームが出てくると思います。そうした基本的な方針とか施策と絡めたときに、自治基本条例の中に子どもに関することを謳うということになるのであれば、何が必要なのかということを検討しなければいけないのではないかなと思います。そうすれば、必然的にここに盛り込むべき内容というのは、ある程度浮かび上がってくるのではないかなと思います。事務局の方で自治という言い方をしていますが、自治というのはいわゆるまちづくりや市政全般、全てに亘ってという意味で、これを細分化してしまうと自治基本条例の中に謳うべき一項目として適切かどうか、という視点でもご検討いただきたいなと思います。</p>

<p>部会長</p>	<p>「子どもの権利」については、一応後で議論するというで置いておきます。</p> <p>「市民の権利」の部分は、今のところそういうことでよろしいですかね。2項と3項を「できる規定」に変えさせていただきたいということで。</p> <p>それから、「市民の責務」ですが、これは、考え方から条文、問題点が出ております。それと、(参考1)がありますが。</p>
<p>委員</p>	<p>これは、さっき説明を受けたときに、市民ということを中心に捉えたときに事業者も団体も入るといことで、「市民の責務」に入っていますよね。これは、ここに来ることで、「事業者等の責務」はなくなるということですか。</p>
<p>事務局斐</p>	<p>前回のご指示でそのように捉えたのですが。</p> <p>前回の会議ですとね、「事業者の責務」として項目を別出ししないという話であったと思いますので、「市民の責務」の一つの項目に入れ込んでしまおうということで作っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>たたき台を出して良いですか。</p> <p>「市民の責務」で、「市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。」という、これは良いですね。</p> <p>そして、1番目に(1)として、事務局案(参考1)の「互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに参画する(取り組む)よう努めること。」これを1番にして、そして、(市民部会第1案の)(1)と(2)をまとめて、「市政・まちづくりへ積極的に参加し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」「市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。」はダブっているような感じがあるので、まとめていければ良いかなと思います。</p> <p>事務局案(参考1)の(1)を持ってくると、この条文の(1)と(2)をまとめて一つにするのと、それから(3)は「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。」「それから2項の「事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し…」ということで、これは残すということで。どうでしょうか。</p> <p>(1)と(2)はまとめられると思うんですよね。どちらも参画という意味だから。</p>
<p>委員</p>	<p>まとめて最後の締め括りはどうなるのですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>最後の括りは、(1)と(2)をまとめたときの文としては、「市政・まちづくりへ積極的に参加し、又は自らまちづくりに取り組むよう努め、自らの発言と行動に責任を持つこと。」ということで、「自らの発言と行動に責任を持つこと」をつければ良いのではないかと。</p> <p>事務局案の(1)は採用ということで。</p>

	<p>事務局案の (1) にして、(2) と (3) を (2) にして、(3) を生かすということで、事務局良いですか。</p>
事務局	<p>今の考え方で言うと、事務局案の と今の (1)(2) を合わせた形にしたときに、 と今度合わせた (2) になる部分が、内容的にダブってこないですかね。</p>
部会長	<p>それはダブらない。</p> <p>(1) の部分は、「互いに権利を尊重し、理解し、及び協力して」ということになるので、(1) と (2) を合体した (2) の部分は、自ら積極的にまちづくりに参画してくださいよ、そして、その発言と行動については自分で責任持ってくださいよという、いわゆる、(1) の部分は皆との協力の部分を謳っているわけだから、そして、(2) は個人としての責任と自覚の部分を持ってくださいよということだから。</p> <p>そして、3番目に応分の負担を負うと。</p>
事務局	<p>もともこの事務局案の を作った理由の一つは、先ほどの3ページの「自助・共助・公助」の部分をどうにか条文に入れ込めないかなというところの発想からということもあるのですが。</p> <p>敢えて、今「コミュニティ」という形にしているのですが、どうもうまく言い表せないような気がしたので、こちらの「市民の責務」の中で…</p>
部会長	<p>市民の責務と個人の責務の部分に関わってくるので、お互いに尊重し合いながら自分の責任を果たして、コミュニティの形成を醸成していくと。だから、ここに一項目別に出ている「コミュニティの形成」というのは、今、自治会の中で非常に問題視されているものなので、これをどのように生み出していくかという課題は大きな問題だと思いますよ。「コミュニティの形成」という一項目は出てくるのではないかなと思う。</p> <p>自治会が今のままだと「自治会には入らない。」「自治会とか作らない。」「市から来る配布物は配ってもらうけど、地域の自治会には入らない。」というような地区が出てきている。個人も「自分は自治会に入らなくても生活できるから良い。」というような人たちもどんどん出てくると思う。それがもう既に認められてきているから、連鎖反応が起こっている。</p> <p>だから、コミュニティの形成や向こう三軒両隣の意識というのは、行政としてどう作っていくかというのは、これから課題として残ると思います。</p>
委員	<p>質問良いですか。「コミュニティ」の分なのですが、今、市民部会で議論をしているのだけど、市政運営部会とか市民参加・まちづくり部会とかそちらの方ではこういう話は出てこないのですか。</p>
事務局	<p>ちょうどそのことを申し上げようかなと思っていたのですが、確かにこの素案を提出させてもらうときに、「コミュニティ」というのが、こちらの部会の条文として見たときに、少し毛色が違うところがあるなと思ったんで</p>

	<p>す。</p> <p>それで、今、別の市民参加・まちづくり部会で、いわゆる都市内分権と地域コミュニティという言葉の素案を準備しています。その中で「都市内分権についてはこういう方向で進む。」という考え方と、「地域コミュニティについては、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により地域のまちづくりを推進していくのですよ。」というふうな意味合いで整理したらどうかなということで、お示しさせていただこうかなと思っています。それで、その中の議論で、ここのコミュニティのところ整理されていくのかなと思っています。</p> <p>ですから、ここのところは、他の部会との関係で、最終的に調整を相互でしていただくと。当然、我々は事務局としてそれぞれのお考えをお聞きして、どちらにしてもこのコミュニティというのは重要になっているというのは間違いのないことですので、その考え方をしっかり反映させていくということでいかがかなと思います。</p>
部会長	<p>それは、合同部会でも良いし、どのように条文として入れ込むかというのは、検討しないといけないと思います。</p>
委員	<p>市民部会でもこれは重要だという認識があるという中で、どこかに入れて欲しいと。それが、どこになるのかということも含めて、全体会議になるのか合同部会になるのか分かりませんが、しっかりと議論をする必要があるかなと思います。</p>
事務局	<p>現時点では、少しニュアンスが違うということも感じていますが、それについては、今後、他の部会との調整の中でうまく組み合わせていくということではいかがでしょうか。</p>
部会長	<p>都市内分権とコミュニティの形成という中で、都市内分権というのは行政が都市内分権をどう作っていくかという部分になってくる。市民として都市内分権という意識はまだ全然ない。</p> <p>地域コミュニティを作っていくということは、市民として非常に関心がある。自治会がある中で、地域の密接な関係というか、繋がりを作っていくという部分に関しては、関心を持っている。</p> <p>しかし、都市内分権と地域コミュニティとの関わりというのは、私には見えていないのですが。</p>
事務局	<p>先日閉会しました3月議会の中で、市長自ら、都市内分権について触れております。将来の姿として、きちんと形を作っていかなければならないということで、今、具体的なことをはっきりと申し上げる状況にはないけれど、それは、市民の皆さんが協働のまちづくりを行う中において湧いてくると。その気持ちを十分捉えさせていただいて、今後の市政の中で都市内分権を築いていきたいという形でご答弁申し上げたのですが、いわゆる都市内分権は、ややもすると市とか執行機関がこうですよということで、方向性を示</p>

しることがあるのですが、逆に地域の一番小さなコミュニティの中で、いわゆる形成されていく過程において、大分市が都市内分権を進めていって、このような形で市政を進めるべきだという意見が出てくる。それのかみ合わせの中で将来の姿が見えてくるというふうに考えるのであれば、これはもう行政だけが行うということではなくて、双方の合意形成と言いますか、意思形成の中でコミュニティや都市内分権のあり方というものが出てくると思います。そういう視点から見ますと、必ずしも一方通行的なものではなくて、かたや市民の一番小さなコミュニティの中から、また、行政の考え方の中からコミュニティのあり方というのが、きちんと形成されてくるというふうな考え方もできるのではないかと。であれば、同じところに条文を準備しても差し支えないのではないかと。逆に言えば、全体から見たときに異質なものがあるので、市民のところに入れた方が良いという見方も出てくるかもしれません。その判断は、双方の部会の方で意見を出していただく中で、最終的にどういうふうに規定していくのが良いのかということで、整理していただければなと私どもは思います。具体的にここに盛り込むのがベストだというのは言いきれませんが、関連する部会が今のところ理念部会を除いて二つほどありますから、その中で部会代表者会議若しくは部会同士の会議の中で整理していただければ、形が整ってくるのかなと思います。

副部会長

恐らく今、言われたようにですね。この自治基本条例が出来上がったときに、地域がどういうふうな形で動いていくのかということが、大元だと思っているんですよ。

だから、都市内分権なら都市内分権という形の中で、市政がいろんなことを提案し、協働でしていこうという部分と、我々が地域で「こういうことを解決していこう」とか、「こういうことが問題として残っているじゃないですか」ということのすり合わせのところを作っていくと、例えば、地域としては「こういうことが問題なんですよ」というご提案を申し上げながら、そこをどう乗り越えていくか、そこに議員さんも本当に入ってきて、議論が展開されるようになれば話がかみ合ってくる。こういうことができるような体制がこの条例に謳い込まれて、「これが基本になるんですよ」というものを作っていくといけないと思っています。

単純に言えば、自治会があって、自治委員さんが居て、いろんな関係団体があって、一般の方が広く入ってきて、このまちをどういうまちにするのかという「まちづくり委員会」みたいなものが各地域に出来てくると、一般の方も「こういうことが起こっているのか」ということが見えてくる。そうなるとうちもまた変わってくると思います。団地などで30年40年経って古いまちになってきたけど、「それでもこのまちにはこのまちの特徴があるじゃないか」と、それではどういうふうに向かっているのか、お年寄りが多ければ、「お年寄りが住みよいまちにするためには皆どう思いますか」とか議論していくことが都市内分権だと私は思っていますので、その辺の議論をある程度していきながら、地域コミュニティを連携とかいろんな形の中で行っていくという姿が見え出したときに、住民と行政が一体感を持っているんことこの改善点を見出せるのではないかと考えています。

<p>部会長</p>	<p>地域コミュニティというのは、その地域で起こった問題をその地域で解決する力を養う。都市内分権もその方向であると思う。予算配分をしながらその地域で解決能力を作り出していき、その地域だけで完結していくというような形が都市内分権、或いは地域コミュニティの最後に行き着くところだと思う。</p> <p>たまたまテレビのBSを見ていたら、インドの地域で長老会議が昔からあるという話で、長老会議で全てを解決していく。皆、教育は受けていないが、人の言葉を信じる力がある。言った言葉に対しては皆責任を持って発言している。その言葉を信じる力を皆学んできているから長老会議で全て解決できるということを見たのですが、今の話は「都市内分権がそうだな」と、地域コミュニティの行き着くところは、皆が支え合って助け合って、そして地域での問題を解決していくというのは、昔からの部分で、これだけ情報過多になって個人がバラバラにしてきたから、地域コミュニティが崩れてきているのだけれど、情報がないところは地域の「寄り」が情報源だったので、お互いに話をしながら、飲みながらしていた。これが辛うじて残っているのが、自治会の総会とか寄りということで、残っていつているんですけどね。こういった解決能力という部分をどのように作っていくかということになるのでしょうかね。</p>
<p>副部会長</p>	<p>そうなったときに、動き出す機関がないとですね、なかなか個人では、NPOという考えもあるのですが、事業者が地域のまちづくりに参画しようという謳い文句でしてきたときに、その企業に対して誰がお願いするのかとか、現実論になるとそういうことになってくる。会社が参画しますよということになっても、何かするときに誰が会社の総務の人に話をするかとか、誰に言えば良いとか、そういう機関設定がない限りは、なかなか難しいところがある。今、銀行さんとか自分たちで掃除とかなさっていることがありますが、これが大分市民として皆でしょうという形をとるのであれば、その辺を一步踏み出せる何かができるの良いなと思いますね。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、お聞きしたことを私なりに解釈させていただきますと、市民という立場からコミュニティの形成をしながら、より良い地域・社会づくりを助け合っていていくんですよというような姿勢の謳い文句があるんだと、行政若しくは執行機関という形で見るときには、そういう市民の声をしっかりと受け止めて、それに対してある程度支援できるような体制作りを盛り込むという二通りのアプローチの仕方があると思うんですね。</p> <p>そうなったときに、この考え方を市民というところから一つ設けて、都市内分権という形から一項目設けるといいう形が良いのか、それとも、都市内分権とか地域コミュニティというフレーズの中で、行政のスタンスと市民の方向性みたいなものを一緒に併せて謳い込めば良いのか、これはまたそれぞれの部会の検討の状況に応じてですね、どういう形にすれば良いのかということを決めていただければ良いのかなと思います。今、そういう姿勢が必要だという形で私どもは受け止めさせていただきましたので、個々の最終的な調整</p>

	<p>をどうするかというのは、また整理をしていただければ良いのではないかと いう気がしますけれど、そういうことでいかがでしょうか。 (「はい。」の声あり)</p>
部会長	<p>市民部会からすると、地域コミュニティの形成という項目で。</p>
事務局	<p>どちらかと言いますと、市民のサイドから見たときに、「こういう形で進んでいくことが大切ですよ」ということと、逆に行政から見たときにはそういうことに努めなければならないという、育成する方針でということ整理をすれば分かりやすいのですが、条文にしたときに、どこにどういう形で持つて行くのが良いのかというのが、課題かなと。</p>
部会長	<p>それは、「市民の責務」のところに「地域コミュニティの形成」という項目を作っても良いと思う。それから、「行政の責務」のところにまた「地域コミュニティの形成に当たって」という形で項目を作っても良いと思う。</p> <p>それは、市民の側から地域コミュニティの形成に当たっての責務という部分があるし、行政からの部分も責務という部分が出てきても良いと思う。</p> <p>この(資料1)の赤で「コミュニティ」と書いているところを、「地域コミュニティの形成」という形で、一項目条出しして、この文章で良いのではないかなという感じはします。</p> <p>「自助・共助・公助」の観点からの部分を謳いこむということが一番必要だ。</p>
事務局	<p>本部会では、そういう整理をしていきたいというお考えであるというふう に受け止めさせていただいて、後は、ここに書いてある案の主語が誰になる のかなという整理をする必要があると思っていますが。</p>
部会長	<p>それは、「市民は」でしょう。</p>
事務局	<p>それであれば、はっきり「市民は」ということで謳い込んでいけば、市民 自らの姿勢ということでここに出していけると思いますし、かたや都市内分 権という形で見たときには、行政サイドでそういうことに市民の声をお聞き しながら努めていくという形で、両方合わせるとうまくかみ合っていくとい うことになろうかと思えますけれど、もう一つの部会の方でそのところの 議論がまだ出来ておりませんので、その議論の行方を見ながら全体的な調整 をさせていただきたいという気がしております。そういうことでよろしいで しょうか。</p>
部会長	<p>はい、良いです。</p> <p>では、地域コミュニティについては、方向性はあるけれどまだこれから検 討する余地があるということで。</p>
副部会長	<p>我々の部会は、市民部会ですから、それが第一になって動き出すような形</p>

	<p>の文言で捉えていただきたいというのが、市民部会からのお願いですね。</p> <p>他の部会もあるでしょうけれど、我々としては市民はこうあるべきですよと、しかしながら行政は我々と連携を取り合っていきますよという形を念頭において、議論を重ねていただければありがたいと思います。</p>
委員	<p>以前からこの問題はよくご意見をお聞きするのですが、そういった中に、現状ですと企業や団体の存在感が大きいと、だけど、自治会やコミュニティの中に参画はしづらいという意見をよくお聞きするので、そういった部分は出来るだけ具体的な形で入れたらどうかという思いもあります。そうしなければ、今までと同じような結果にしかならないのではないかなという気がしますので、その辺も少し検討した方が良いのではないかと思います。</p>
部会長	<p>自治会は、事業者や団体から会費は取っている。会には出席してこない。</p>
委員	<p>私もNPO法人の人間ですが、こちらの立場から言えば、確かに会費の請求は来るんですよ。ところが、いろんな催しの案内は来ないんですよ。そのギャップがあると思うんですね。こちらとしては、そういった自治会活動とか行事に積極的に参加したい気持ちはあるんですよ。だけどそういったことを知らないうちに「今日ごみ拾いだったわ」みたいな感覚でしかない。そうすると、必ずしも呼びかけが十分行われていないということもあるし、いろんなケースがあると思うんですよ。一方的に企業や団体が入ってこないということではなくて、もっと積極的な働きかけや案内なりができれば、その辺をうまくしていくことが大切じゃないかと思いますね。</p>
部会長	<p>委員のところはどうか。</p>
委員	<p>それは特にないです。会社と自宅が一緒なので大丈夫なのですが、知らせないという事があるんですかね本当に。</p>
副部会長	<p>私は、地域内の企業に対しては、自治会の会費を入れている企業とか入れていない企業とか全く分かりませんね。現実論としてもらっていないと思います。私の校区では。その代わり、運動会や盆踊りなどの時には寄付金をお願いします。近年では、「あまり企業に寄付金、寄付金と言っては悪いよ」と私も言っています。</p> <p>企業としてもいつも寄付金を言われて、では我々とどんな関係があるのかということもあるが、地域に所在地を設けて営業しているから、ご迷惑をかけているということで、寄付金を出していただいているけど、自治会が企業を受け入れているかという、そうではないと思います。</p> <p>だから、今後は企業等も一緒になって地域を動かすですよという考えを持ちながら、行動していかないと今までと同じことを繰り返すので、この辺りをどうするかという議論を始めていかないといけないと思います。</p>
委員	<p>いろんな現実があると思います。一方的な形では表現できない部分が、自</p>

	<p>治会活動等、企業のあり方等、そこに案内をして活動をするしないの問題等、地域によっていろんな問題や違いがあると思うんですよ。</p> <p>そういったことを、地域ごとに見直しながら皆が積極的に参加できるような、呼びかけなどをこの中に盛り込めれば良いのかなと思います。</p>
部会長	<p>それは「市民の責務」の第2項に、「事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。」ということで謳い込んでいるので、この部分と地域コミュニティの形成という部分が連動するような形に出来れば良いのではないかなと思います。</p>
副部会長	<p>文章は提案されて良い文章ができるのだけど、この先、この文章が生きることを地域の中でどのようにしていくのかということさえできれば、なんということはないですよ。</p> <p>企業に何をしてもらおうということではなくて、校区として企業にまず参加してもらうためには、例えば、「きれいなまちづくりをしたいから、日曜日に朝の1時間でも良いからごみ拾いをしましょう」ということをまずする。そして、「来年度についてはどんなことをしましょうか」というときに、企業の人たちやいろんな方のご意見を拾い上げて、「我々（企業）はこういうことについてはできますよ」や「こういうことであれば協力できますよ」というような会を持てるようになれば、この条例が生きてくる。</p> <p>だから、走り出すための何かきっかけみたいなものがないと、動き出さないといいですね。</p>
部会長	<p>その辺りの繋がりについては、今後検討できればと思っています。</p> <p>それでは、先ほど保留した「子どもの権利」について、少し検討したいと思います。</p> <p>事務局がまとめた案の1項「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」というのは良いですよ。（同意の声あり）採用ということで。</p> <p>2項を入れるかどうかですね。「健やかに育つ環境が与えられなければならない」というのを。</p>
委員	<p>それは、他部会と絡みそうな気がしますね。人材育成とかその辺に絡まないですかね。</p>
事務局	<p>人材育成は子どものことだけではない場合もありますので、敢えて子どものことを謳うという事であれば、ここにあっても良いのかなという気もしますけど。</p>
委員	<p>他に出てこなければね、必要な部分だと思いますけど。</p>
事務局	<p>人材育成は、市の職員の人材育成と地域を担うリーダーとなるような人材</p>

	<p>育成という二つの考え方があると思うのですが、それと子どもを育てるというのは少し違っているところがあると思います。</p>
委員	<p>教育問題に触れるところはないのかな。</p>
事務局	<p>ストレートに教育に触れているところはないです。</p>
部会長	<p>教育委員会が出てこないのがおかしいですね。</p>
事務局	<p>教育委員会は、基本的には執行機関に含まれます。ですから、自治基本条例の内容と同じような役割を担うということになります。</p>
部会長	<p>執行機関に入るのか。</p>
委員	<p>他に出てこないのであれば、ここでしっかり謳っておく必要があるかも知れませんがね。</p>
事務局	<p>「子どもの権利」ということで別出しにしていますが、ここに出てきた経過としては、もともと教育の部分が入っていないということを検討委員会で言われていましたので、そこをまさに学校教育という意味合いで出すことは難しいのですが、何らかのニュアンスで出せないかということ子どもに関する内容を別出しで謳うということが一つと、部会代表者会議や第10回の全体会でも意見として出ておりましたが、いわゆる未成年に関する項目が目に見えないという意見もございましたので、そこで、敢えて子どものことに触れた項目を一項目、市民部会として入れるのであればここかなということを入れてあります。それと、前回の部会でも長野委員さんから是非入れてもらいたいとのご意見がございましたので、ただ、私個人としては、先ほどの説明の中でも申し上げたのですが、市民という中に当然子どもも含まれます。だから、敢えてここで出すことは良いとは思いますが、本当にそれで良いのか、また、解説等を作っていくときにどういう整理をしておけば良いのかというようなところの議論をしておいていただければ、後々良いのかなと思っています。</p>
委員	<p>どこまでが子どもかということもありますよね。</p>
委員	<p>法律的なものから言えば、生まれてから18歳までというのが大半ですよ。</p>
部会長	<p>2項の「子どもには、将来の自治を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。」というのは、純粹に考えれば必要なことだし、謳い込んでもおかしくはないとは思っているんだけど。</p>
委員	<p>このですね、「将来本市の自治を担う市民として」というところをとっ</p>

	<p>たらどうでしょうか。</p>
事務局	<p>他部会の議論の中でですね、今言われた教育について触れたいというご意見と、市民の方にも自治を担うだけの市民たる資質を備えていただかないといけないという議論が若干ありましたので、その辺を踏まえたくらうえで、自治を担うということを取って今のところ入れさせていただいているということです。</p>
部会長	<p>他の部会との関連も含めたということだな。</p>
事務局	<p>そういったご意見をこの部会の中でもご検討いただければということで入れさせていただきました。</p>
副部会長	<p>結局この自治基本条例というのは、地域社会の中で今からどうしていくかという指針を出しているわけですよ。そうしたときに、自治を担うというのは当然のことですよ。当然だけれども、子どもという設定がどの辺の子どもを設定しているのかという部分と、逆に言えば、健やかな子どもに育てるために地域社会が応援していくんだというようなことの方が良いのではないかと。子どもたちに自治を担えとか言うようなことを言って良いものだろうか。子どもたちは地域で応援しながら健やかな子どもたちに育てていくんですよ、ということの方が良いのではないのでしょうか。他の部会との関係もあるでしょうけど。小学生の子どもに将来自治を担うんですよというようなことが活かされるのかなと思います。あまりにも硬すぎると思います。地域社会が子どもたちを応援していくんですよという文章の方が分かりやすいのではないかと私は思います。</p>
部会長	<p>「自治」という言葉が分かりにくいですから、「大分市を」とした方が良いのではないかな。「子どもには、将来の大分市を担う市民として」と。</p>
副部会長	<p>そういう感じだったらまだ良いですかね。</p>
部会長	<p>この「健やかに育つ環境」というのは、大人の責任としてきちんとしていないといけない。「自治」は硬いので。</p>
事務局	<p>硬いということであれば「まちづくり」とか、そういう言葉もあり得るわけですかね。</p>
部会長	<p>「大分市を担う市民として」ということで。</p>
事務局	<p>「自治」という言葉の定義という部分も、今後していくかどうかという、理念部会の方の議論にもなるかと思うのですが、そういったところとの調整も今後入ってくるのかなと思いますけど。</p>

部会長	市民部会としての要望はね、そういうことでいきたいと思っています。
事務局	それと、先ほどの「市民の責務」のところで、たまたま熊本市の条文を参考に持ってきていますので、書き出しが「市政・まちづくり」としているのですが、そここのところの主語をどういう形で持っていくのが良いのかというのが気にはなっています。「市政・まちづくり」と言いますと、両方同じようなことを言っているような気がするのですが。「まちづくり」では悪いのかというような気がしますし、当然また、「まちづくり」の定義をきっちり謳うのかどうかという議論にもなると思うのですが、今のニュアンスだけ考えたときに、「まちづくり」だけでも良いのかなとも思うのですが。
部会長	そうしたらですね、「市民は、自らまちづくりに取り組むよう努め、発言と行動に責任を持つこと。」でどうかな。
事務局	ここは、第1項で「市民は、自治の主体であることを認識するとともに、」ということが始まって、「次に掲げる責務を負う。」ということで、第1号、2号、3号という位置付けになるかと思うのですが。だから、出だしの「市民は」ということは要らないのではないかと思います。
部会長	そうか、要らないな。であれば、「市政」をとって「まちづくりへ積極的に参加し、又は」が良いのか。
委員	話が戻って申し訳ないのですが、事務局案の も部会案の(1)も(2)も、全部まちづくりの話で、同じもののように捉えられるんですよ。だから、その三つをまとめて文章が一つできないですか。
事務局	多分出来るとは思うのですが、先ほどご意見が出ていましたが、分けた方が見やすいのではないのでしょうか。
部会長	そう思います。結局、自治基本条例といっても大分市まちづくり基本条例みたいなものになるから、市民としてはまちづくりに対して積極的に取り組む市民協働という部分が主になってきているから。市民の側から見たときには、地域コミュニティにしてもまちづくりに対しても積極的に取り組むという。
委員	分かりやすくするためには、事務局がまとめてくれているように、分けた方が分かりやすいと思うんですね。 敢えて、二つ三つのものを一つの中に盛り込むよりも、分けた方が私は良いのではないかと思いますね。
部会長	そうですね。 を(1)にして、(1)(2)(3)の条項をずらす方が良いかも知れませんね。

委員	分けただけの理由はあると思うんですね。
委員	言っていることは少しずつ違いますからね。
委員	違うんですよ、言いたいことが。
事務局	当初お話いただきましたように、まず一つ目で協力するという部分、二つ目で自らの責任できちんとする、三つ目で応分の負担をするという、この三つのエッセンスを今回いただいたということで、後また少し微調整をさせていただくということで。
部会長	<p>そうですね。分かりました。そうしてみてください。最終的には全部残せということになるかもしれないけど。</p> <p>以上で、大体の方向性は決まりましたので、また事務局で整理をしていただいて、次回の検討の中で検討したいと思います。</p> <p>今度は6日が全体会ですかね。</p>
事務局	はい、6日が第11回全体会議ということで、話の内容は最高規範性ということがメインにはなるかと思うのですが。
部会長	(最高規範性は)要るんでしょうか。罰則規定がなくて最高規範性を言っても絵に描いた餅だと思うが。
事務局	最高規範性というのは、罰則ということよりも、大分市の一番上にあって、これを基に各条例があるということなんです。
部会長	<p>一番上に位置するというのは理解するんですよ。市民基本条例、議会基本条例、行政基本条例を包含した形の、今回、まちづくり基本条例になるか名称は別ですが、これを一番上に据えるのは分かるんだけど、そこに、自治体の憲法ですから最高規範性を持たせますと言っても、言うだけだから。</p> <p>そんなに仰々しく最高規範性を謳い込むということが必要だろうか。</p>
事務局	<p>他都市でも最高規範とはっきり書いているところもあるのですが、いろんな施策とか個別の条例を定めるに当たっては、自治基本条例の主旨に則ってという書き方をしているところもありますね。</p> <p>最高規範という表現を使わない方法もあるとは思いますが。</p>
事務局	それですね、次第の(2)として、記載しておりますが、第10回全体会に市民部会として何らかの提出をするような議題というようなものがあるかどうかですが、この案が出せるものであれば出しても良いのですが。
部会長	案はまだ出せませんね。

事務局	では、今回は市民部会としての提出議題は特にないということによろしいでしょうか。
部会長	全体に関わるような考えを言っておかなければいけないことがないですかね。それがあれば出していかないと。
事務局	本日のコミュニティの話とか、今後調整していかねばいけないということを考えているということであれば、経過報告と併せてコミュニティのあり方というのを、全体の中で調整していく必要があるということ。
部会長	その経過報告をしておきましょうか。
委員	もう一つ、市民の定義は、基本的には理念部会ですよ。
事務局	そうですけど、一応当初から、この部会の案を理念部会に投げていますので、それは、理念部会においてもずれがないという確認はされております。
委員	そうであれば良いんです。理念部会から違う考え方が来ると、私たちの議論もずれてくると思ったので。
事務局	今、たまたま市民部会として定義の条文案を作っていますが、これを理念部会に見せて、最終的には細かな整合性を図っていかねばならないと思いますが、今のところ理念部会が考えている定義と、こちらが考えている定義は、全然ずれがないということで認識しております。
委員	分かりました。
部会長	「本市の区域内」は、「市内」にしてください。
事務局	分かりました。それではですね、4月6日の全体会が終わった後の部会日程を決めておきたいと思いますが。
部会長	15日の14時からお願いします。
事務局	一応、6日の全体会では、時間があれば各部会の検討状況を報告ということになるかと思うのですが、今まで語ってきたことを掻い摘んで説明するということできたいと思います。
部会長	それでは、今日は以上で終わりたいと思います。お疲れ様でした。